

写

健感発 0804 第 1 号
平成 26 年 8 月 4 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

国内動物を対象とした狂犬病検査の実施について（協力依頼）

狂犬病は、我が国において、1958 年以降、人、動物ともに感染例の報告はないものの、アジアを始め、諸外国では依然として流行している。このような中、50 年以上にわたって、我が国と同様、狂犬病清浄地域とされてきた台湾において、昨年、野生動物（イタチアナグマ）における狂犬病の流行が確認された。台湾における流行の探知は、台湾当局による犬や猫、野生動物を対象とした狂犬病検査が継続的かつ体系的に実施されていたことによるものである。

一方、我が国の狂犬病対策は、動物を対象とした一定の基準による体系的な検査体制はなく、また、狂犬病の検査自体を実施する体制が整っていない地方公共団体もある。このような状況下では、ヒトへの危害防止に不可欠な狂犬病に罹患した動物の探知ができないおそれがある。

このことから、国内で動物の狂犬病検査を実施する場合の標準的な手法を定めるため、平成 25 年度厚生労働科学特別研究事業（※）において、対象動物の選定方法等、具体的な内容について検討を行い、今般、この研究の成果を踏まえ、「国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領」を取りまとめたので別紙のとおり通知する。本実施要領は、都道府県知事において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条に規定する、積極的疫学調査の一環として狂犬病検査を実施するに当たって活用されたい。

特に、本実施要領において、公衆衛生上の見地から、確実に狂犬病の感染の

有無を確認する必要があるとされた動物については、その検査実施に遺漏なきよう万全を期されたい。また、それ以外の対象動物についても、可能な範囲で検査を実施するよう、体制の充実を図られたい。

なお、検査の結果、狂犬病の疑いがある動物が確認された場合は、迅速な行政対応が取られるよう、先にお知らせした「狂犬病対応ガイドライン 2001」及び「狂犬病対応ガイドライン 2013」を参考として、貴職管内における狂犬病の発生に対応する体制を整備するよう、引き続き、お願いする。

おって、本件については、環境省自然環境局野生生物課、公益社団法人日本獣医師会及び全国動物管理関係事業所協議会に対しても、協力依頼することとしていることを申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

※平成 25 年度厚生労働科学特別研究事業「我が国における動物の狂犬病モニタリング調査手法に係る緊急研究」（研究代表：国立感染症研究所獣医科学部 井上智）

(別紙)

国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領

本要領は、狂犬病の国内発生が確認されていない現状にあつて、都道府県等（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）において、狂犬病に罹患した動物を確実に探知することを目的として、狂犬病検査を実施する際の標準的な手法（検査対象動物の選定基準、検査の実施方法、検査結果の報告体制その他留意点）を取りまとめたものである。各項目の詳細については、別添の「動物の狂犬病調査ガイドライン」¹も参照されたい。

1 検査対象動物の選定基準

狂犬病検査の対象となる動物の選定基準は、次表のとおりである。同表においては、動物を検査の優先度の高い順にA群からC群までの3群に分けている。

		公衆衛生の見地から確実に検査を実施する動物
A群	犬	<ul style="list-style-type: none">咬傷事故の加害犬であつて、検診の経過観察期間中に死亡したもの²狂犬病も疑われる症状が見られるもの（臨床獣医師から相談があつたものなど）
	野生動物	<ul style="list-style-type: none">咬傷事故を起こした野生動物であつて捕獲された後に殺処分されたもの
		狂犬病の可能性を否定するために検査を実施する動物
B群	犬	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体に抑留、引取り又は収容された犬のうち、健康状態、行動等に何らかの異常（異常の内容は問わない。）が認められ、かつ、抑留・保管期間中に死亡したもの又は譲渡不適となったもの
	野生動物	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体の指定する保護施設等に救護された傷病野生動物のうち、保護期間中に死亡したもの又は予後不良等の理由により処分されたもの交通事故死したもの
		狂犬病でないことを確認するために検査を実施する動物
C群	犬	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体に抑留、引取り又は収容された犬のうち、健康状態、行動等に特段の異常は認められないものの、何らかの事由により譲渡不適となったもの
	野生動物	<ul style="list-style-type: none">有害捕獲により捕獲された後に殺処分されたもの狩猟により捕獲されたもの

¹ 平成 25 年度厚生労働科学特別研究事業「我が国における動物の狂犬病モニタリング調査手法に係る緊急研究」（研究代表：国立感染症研究所獣医科学部 井上智）報告書から抜粋・一部修正。

² 当該犬の飼い主が特定されており、かつ、狂犬病予防注射の接種歴等から狂犬病の可能性を確実に除外できる場合は、都道府県等の判断により、検査を実施しないこともできる。

A群に該当する動物については、公衆衛生の見地から、各地方公共団体において速やかに検査を実施することにより、確実に狂犬病感染の有無を確認する。なお、現時点において、独自に検査を実施することが困難な都道府県等にあつては、近隣の地方公共団体との共同実施など、他の方法も検討し、事前に調整しておく。この事前の検討・調整が終了するまでの間において、A群に該当する動物の検査を実施する必要が生じた場合、直ちに国立感染症研究所獣医科学部に連絡する。

B群又はC群に該当する動物については、狂犬病に罹患した動物を見逃すリスクを可能な限り低くするため、各々の検査体制、処理能力等を考慮しつつ、可能な範囲で積極的な検査の実施を図られたい。なお、検査の対象となる野生動物種について、その生態や人との接触機会の多寡等を考慮して、次のとおり、優先度の高い順に3つの種類に分類した。B群及びC群に該当する動物の検査計画を立てるに当たっては、この分類を参考にしつつ、それぞれの地域の状況（野生動物の生息分布や密度等）に応じて、優先順位の変更や対象種の追加を行う。

第一優先種：アライグマ、タヌキ、アカギツネ、ファイリマングース

第二優先種：アナグマ、ハクビシン、チョウセンイタチ、テン

第三優先種：コウモリ

猫については、人との接触機会は多いものの、狂犬病の流行を維持しない動物種であるため、積極的な検査の対象とはしない。ただし、必要に応じて、犬に準じて検査を実施する。

2 検査の実施

検査の実施に当たっては、万が一にも実験室内で感染を起こすことのないよう、安全面に十分注意した上で行う。検査室の設定も含む検査手技の詳細については、別添の「動物の狂犬病調査ガイドライン」、「狂犬病検査マニュアル（第2版）」³などを参照されたい。国立感染症研究所は、必要に応じて、都道府県等に対して技術的な助言を行うものとする。

3 検査結果の報告

各地方公共団体が実施した検査結果については、次に定めるところにより記録及び報告を行う。

- 1) 検体（動物1個体）ごとに、様式1（犬・猫用）又は様式2（犬・猫以外の動物用）を用いて、捕獲・回収時、解剖時及び検査時の情報をそれぞれ記録する。
- 2) 一年分（4月分～3月分）の様式1及び様式2のデータを様式3（Excelファイル）にまとめた上で、厚生労働省健康局結核感染症課に電子メール

³ http://www.nih.go.jp/niid/images/lab-manual/rabies_%2020120608.pdf

で提出する。

- 3) A群に該当する動物について検査を実施する際は、その開始時及び結果判明時に、厚生労働省健康局結核感染症課に報告する。
- 4) 検査結果が陽性であった場合又は明瞭な結果が得られなかった場合、直ちに、厚生労働省健康局結核感染症課に通報するとともに、国立感染症研究所獣医科学部宛てに確定診断用の検体を送付する。併せて、感染源動物の特定、狂犬病の罹患が疑われる動物との接触者・接触動物の調査及び接触者への対応（暴露後接種の実施等）を並行して進める。

4 その他

1 から 3 までの検査を円滑かつ遺漏なく実施するため、都道府県等は、日頃から、地方公共団体内の関係部局（環境部局、農水部局等）、市町村の狂犬病予防業務担当者、近隣地方公共団体、地方獣医師会・臨床獣医師、大学・研究機関、狩猟関係者、地域住民等との情報共有や連携体制の整備に努める。

なお、本実施要領は、検査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて改正するものとする。